

第2回寄居町水道委員会

# 水道料金改定の 基本方針について

令和5年12月21日

寄居町上下水道課

# 目次

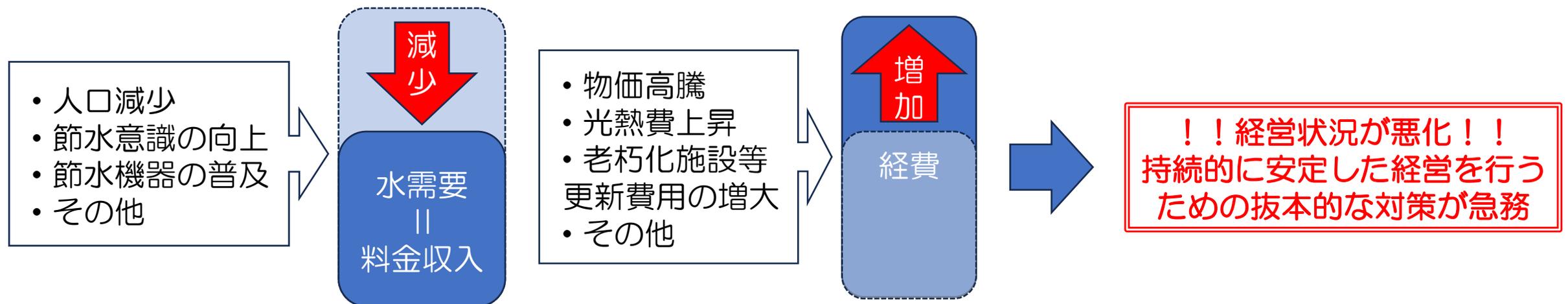
1. 第1回水道委員会のまとめ P. 2
2. 水道料金算定のプロセス P. 5
3. 新水道料金の改定方針のまとめ P.14

# 1. 第1回水道委員会のまとめ

# 第1回水道委員会のまとめ

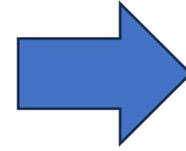
1. 経営状況の改善・施設老朽化対策などから、全国では多くの水道事業者が水道料金の値上げを実施または計画しております。本町では、令和3年の「水道事業経営戦略」において、将来にわたって安定した経営を継続していくためには、水道料金の改定が必要であるとしています。

2. 水道事業を取り巻く環境は、上記経営戦略策定以降さらに厳しくなっており、**今後も健全な水道事業を行う上では、本町においても水道料金の改定が必要であると考えます。**



現行の水道料金を維持した場合・・・

- 当年度純損失（赤字）が発生！！
- 料金回収率が100%未満に！！
- 財源（内部留保資金）が不足！！



このままでは安定した経営が困難となるため、料金改定をする必要があります。

### 補足

料金改定を見込まない場合の財源不足対策について

対策：財源不足解消のため、更新需要を減少させる。（工事の先送り）

→今後10年間の更新需要では喫緊の老朽化対策や通信施設更新を計上しており、**これ以上の先送りは安定的な給水が困難になると見込まれます。**

資料 1

対策：財源不足解消のため、企業債の借り入れを増加させる。

→財源は維持できる可能性がある一方で、企業債は借り入れであり、**経営の赤字は解消できず、将来世代の負担が増加することになります。**

## 2. 水道料金算定のプロセス

# 水道料金算定のプロセス

財政計画の策定

- 料金算定期間の決定
- 需給計画等の基本方針の決定
- 財政収支の見積り

料金水準の算定

- 料金総収入額（総括原価）の算定
- 関連収入（給水収益以外の営業収益）の控除
- 資産維持費の算入

料金体系の設定

- 料金体系の選択
- 原価の分解
- 原価の配賦

料金表の決定

次回以降に検討いただく予定です。

# 投資・財政計画の策定について

水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）では、水道料金は、過去実績等に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提として計算された営業費用・資本費用によって、算定しなければならないとされております。

上記に基づき、令和3年度に作成した経営戦略における投資財政計画をベースに、令和3年度・令和4年度の経営実績、新たに算定した将来の水需要予測や更新投資額（建設改良費）等を反映した投資財政計画を新たに策定しました。

令和3年度水道事業経営戦略  
投資・財政計画  
(実績値 令和2年度まで)

令和3・4年度実績  
最新の水需要予測  
最新の更新投資予測 他※

令和5年度寄居町水道委員会  
投資・財政計画  
(実績値 令和4年度まで)

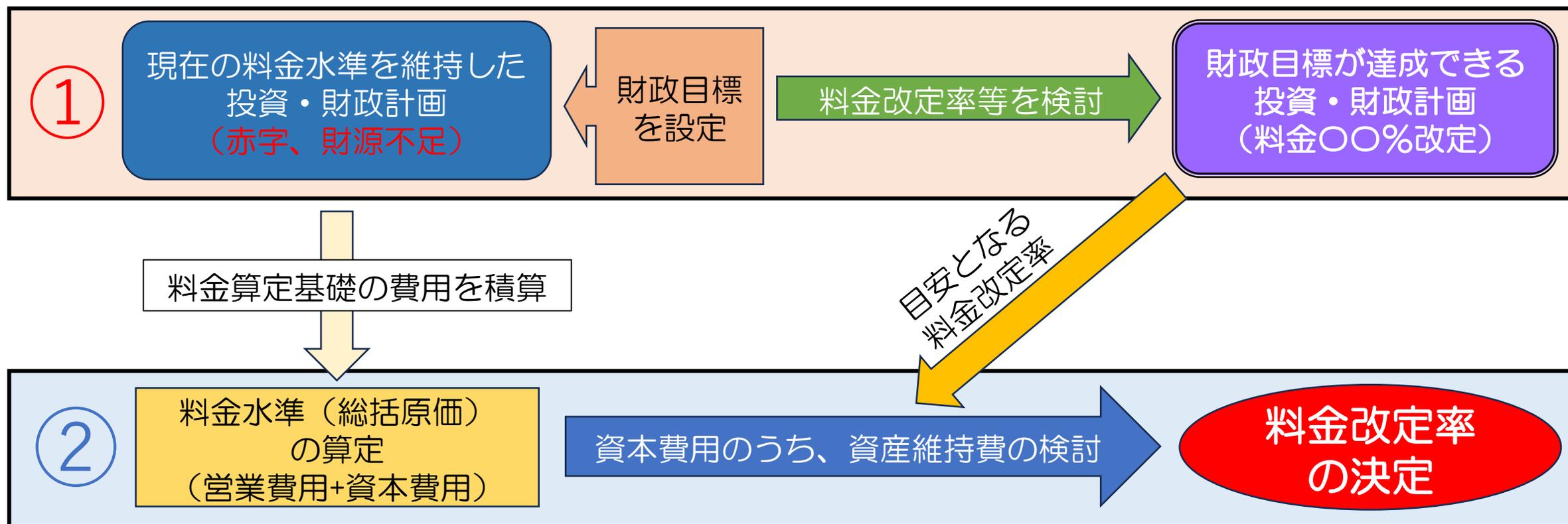
資料 2

※計算方法の見直し、物価上昇率など最新の予測方法にて作成

# 料金水準の算定について

料金改定では、水道事業経営を安定して継続していくための財政目標を設定し、その財政目標を達成するために必要な料金改定率（投資・財政計画）を計算します。（下表①）

次に、水道料金算定の「適正な原価」となる料金水準を算出し、そこから料金改定率を決定します。（下表②）



# 財政計画の策定 及び 料金水準の算定

## • 料金算定期間

料金算定期間 令和5年度～令和9年度の5年間

※水道料金算定要領では、料金算定期間を将来の3～5年程度とすることを基準としています。  
今回の検討では今後10年間の投資財政計画を作成し、そのうちの5年間を料金算定期間とします。

## • 需給計画等の基本方針

健全な事業運営を行うための財政目標方針を下記の通り設定しました。

- 経常収支比率を料金算定期間内で常に100%以上とする（R6除く）
- 料金回収率を料金算定期間最終年（R9）までに100%以上とする
- 内部留保資金残高を計画最終年（R14）までに10億円以上を確保する

## • 財政収支の見積り

最新の実績・計画等を基にした将来水需要予測や更新需要（建設改良費）予測を用いた財政収支の見積もりを行います。

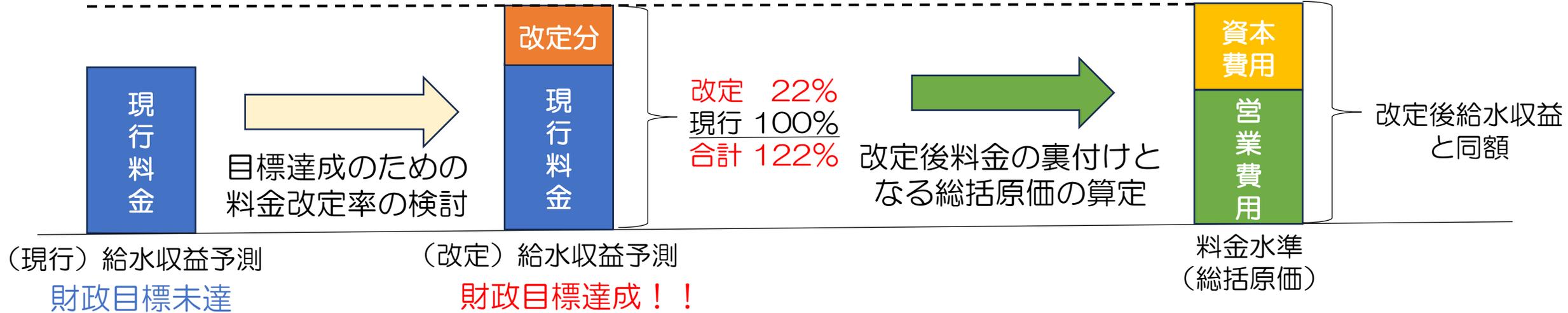
# 料金水準の算定及び資産維持費の算入

## ①投資財政計画策定

1. 現行料金を維持した投資財政計画策定
2. 財政目標達成のための投資財政計画策定

## ②料金水準（総括原価）の算定

3. 費用を積み上げ、改定後料金と同額となる料金水準（総括原価）算定

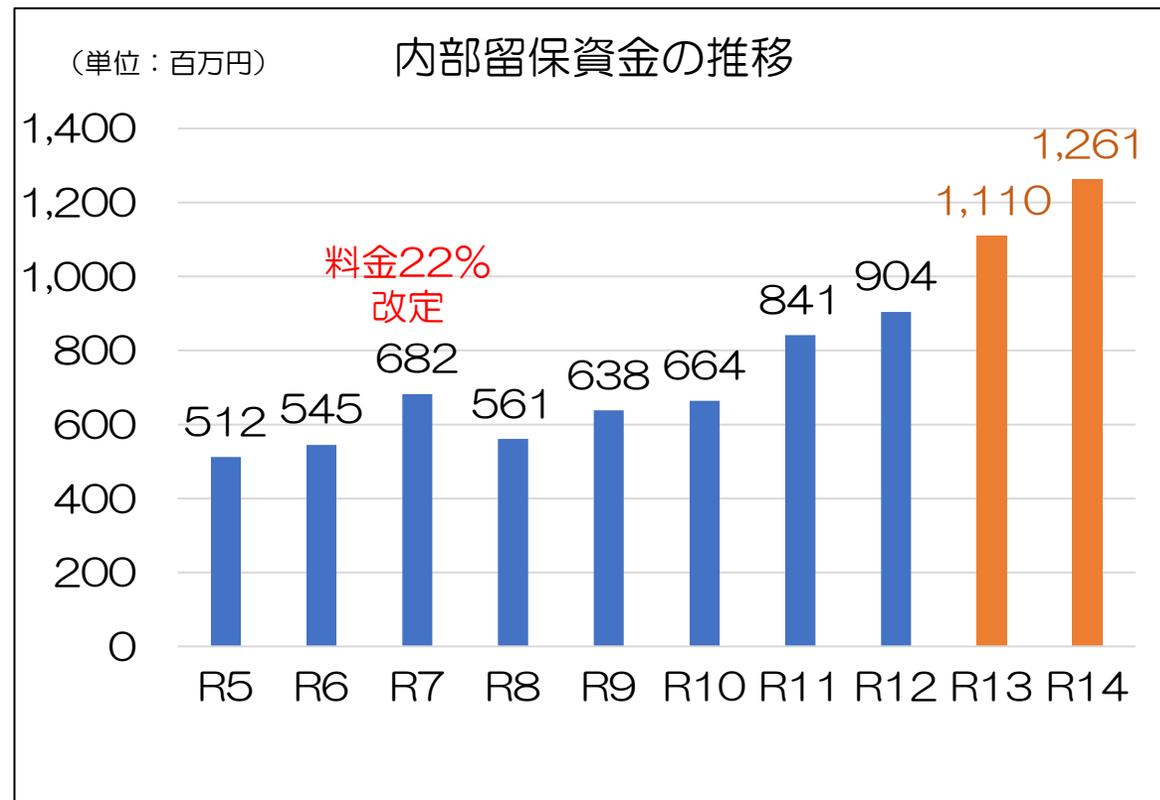
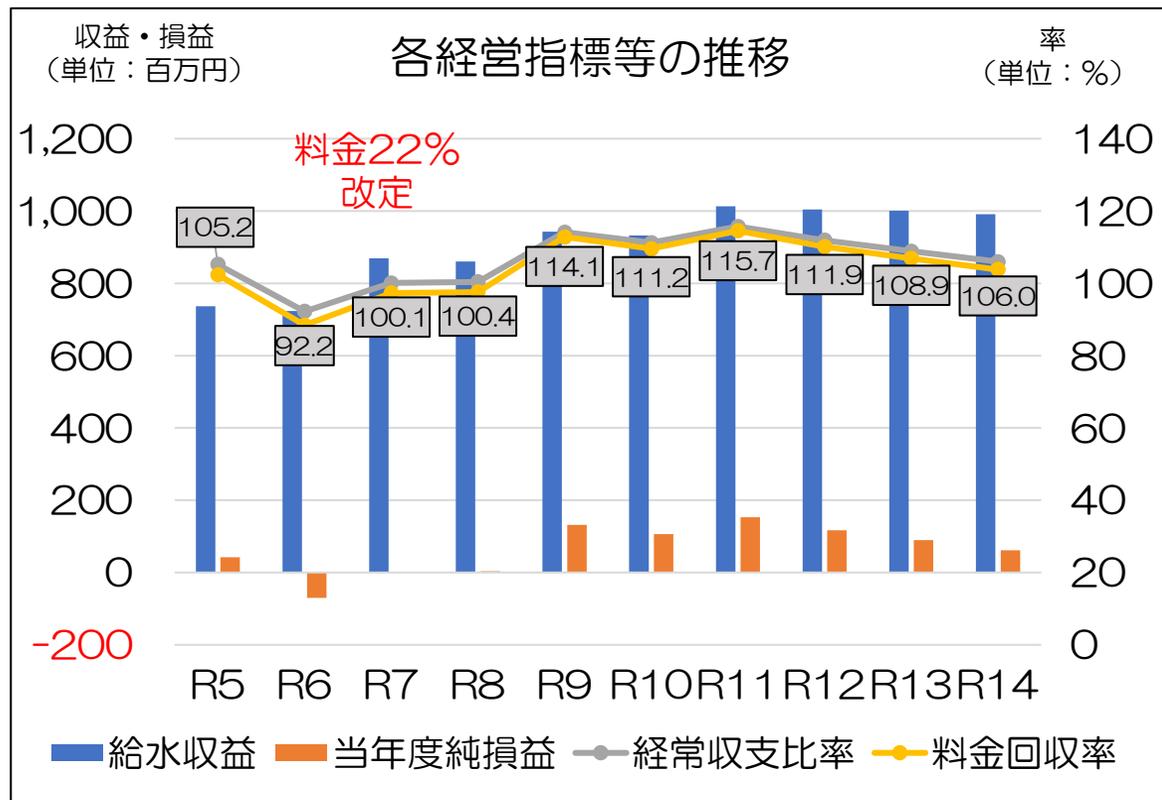


令和7年度に22%の料金改定が必要となります。

## 料金水準（総括原価）の算定方法

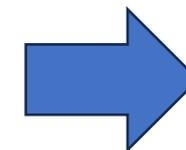


# 22%料金改定試算結果



## 財政目標

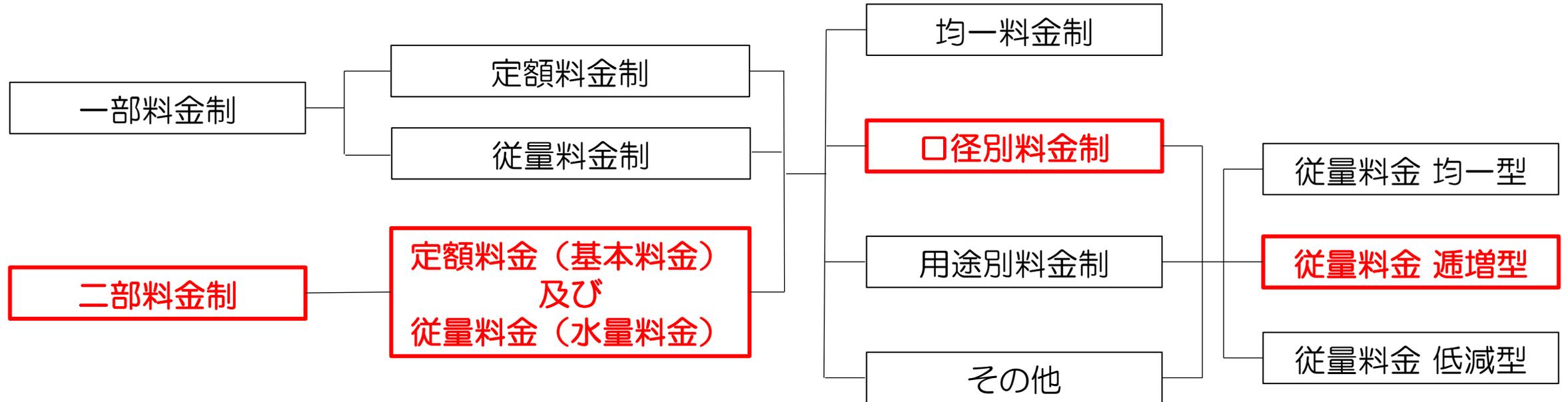
- 経常収支比率を料金算定期間内で常に100%以上とする (R6除く)
- 料金回収率を料金算定期間最終年 (R9) までに100%以上とする
- 内部留保資金残高を計画最終年 (R14) までに10億円以上を確保する



目標達成

# 料金体系の選択について

本町では次の水道料金体系を採用しています。 資料 3  
 今回も口径別料金体系の継続を想定します。



二部料金制	定額料金（基本料金）と従量料金（水量料金）の両方を併用した料金構成
口径別	水道メーターの口径の大小に基づく料金設定 （本町では最小口径の13mmを一般家庭用としています）
逦増型	使用水量が増加するに従い、1m <sup>3</sup> 当たりの料金単価が増加

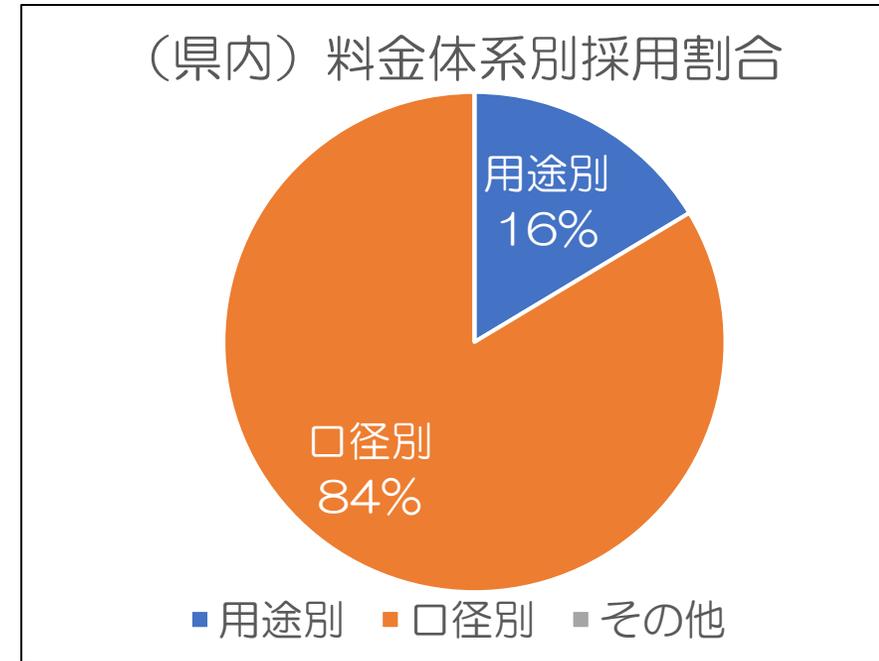
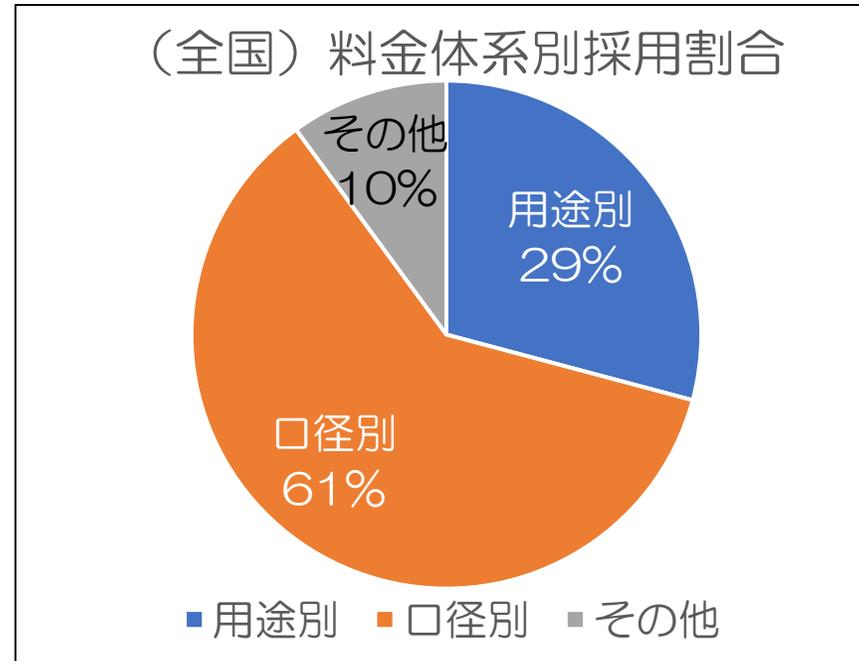
# 口径別料金体系を維持する理由について

口径別	水道メーターの口径の大小に基づく料金設定 (本町では最小口径の13mmを一般家庭用としています)
-----	---

【採用理由】用途別料金制と比較して、より客観的に給水費用を水道料金に反映することが可能等の理由により採用しています。

## 【口径別料金体系の採用状況】

口径別料金体系を選択している水道事業体数は年々上昇傾向にあり、全国では6割を超え、県内においては8割を超えています。



出典：水道料金表（令和5年4月1日現在）（公益社団法人 日本水道協会）

### 3. 新水道料金の改定方針のまとめ

# 新水道料金の改定方針のまとめ

- ◎ 水道事業の安定した運営のためには、令和7年度に水道料金収入全体で22%の増加となる料金改定を行う必要があります。
- ◎ 上記料金改定率を実現できるための料金表を次回以降の水道委員会で検討します。  
なお、料金体系（二部料金制・口径別・逦増型）は現状維持を想定します。

